



4.アスベスト含有ロックウール吸音天井板関連

Q4-1：アスベスト含有のロックウール吸音天井板とアスベストを使用していないロックウール吸音天井板の見分け方がありますか？

A： 外観では判別できません。

まず、ロックウール吸音天井板が施工された時期とアスベストを使用していた時期を照らし合わせて頂き、アスベスト含有の有無をおおまかに判定します。

[「石綿\(アスベスト\)含有製品の製造時期等の調査結果について \(ダウンロード PDF ファイル：4Page/996KB\)」](#)

をご参照ください。

使用した時期が不明の場合は、分析をして確認されることをお勧めします。

なお、分析機関は、

[\(公社\) 日本作業環境測定協会](#)

のホームページをご参照ください。

Q4-2：アスベスト含有のロックウール吸音天井板が施工されている室内で生活していますが、安全ですか？

A： ロックウール吸音天井板は、結合材で板状に固めてあります。さらに、表面には塗装を施してありますので、普通に天井としてお使いの状態では、アスベストが飛散することはありません。

なお、測定データについては、

[「使用中のアスベスト含有ロックウール吸音天井板からのアスベスト飛散について」\(ダウンロード PDF ファイル：2Page/189KB\)」](#)

をご参照ください。

Q4-3：アスベスト含有のロックウール吸音天井板を除去したいのですが、法的に何等かの措置をとる必要がありますか？

A： 法的には、石綿障害予防規則(石綿則)に基づく対応が必要で、石綿作業主任者の選任、

特別教育を受けた作業員による作業、湿潤化、呼吸用保護具の着用等が必要です。

また、廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく対応が必要となります。

なお、各自治体または労働基準監督署等の条例や指導がある場合はこれに従ってください。



Q4-4：アスベスト含有のロックウール吸音天井板の廃材の処理は？

A：アスベスト含有のロックウール吸音天井板を廃材として処理を委託する場合は、他の材料と分別した上で袋に詰め、

がれき類又はガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず「石綿含有産業廃棄物」として、安定型最終処分場で処分することができます。

また、各自治体の指導がある場合はこれに従ってください。

Q4-5：アスベスト含有のロックウール吸音天井板が施工されていますが、除去する必要がありますか？

A：法的に除去する規定はありません。なお、施工されているアスベスト含有のロックウール吸音天井板に著しい劣化、損傷が認められる場合は、除去することが望ましいでしょう。